

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年6月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

粗大ごみ受付業務委託

(2) 業務内容

①粗大ごみ受付センターを設置し、世田谷区民を対象に粗大ごみの受付・問い合わせ等に対応する

②粗大ごみ業務システムを用意し、ホームページ・インターネットシステムを含む運用保守等を行う

※詳細は募集要項を参照。

(3) 履行期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日(5ヵ年)

※本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 過去5年以内に(現在進行中のものも含む)に人口50万人規模以上の自治体において同様の業務委託を受けた実績があること。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 委託実績に関する事項

(2) 業務実施方針

(3) 受付センター運営に関する事項

(4) システムの機能に関する事項

(5) 各種設備に関する事項

- (6) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (7) 非常時対応に関する事項
- (8) システム運用・保守等に関する事項
- (9) 準備作業及び、次期引継ぎ作業に関する事項
- (10) その他追加提案に関する事項
- (11) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区清掃・リサイクル部事業課 事業計画担当
(世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階)
電話：03-5432-2287
ファクシミリ：03-5432-3058

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成24年6月4日(月)～平成24年6月15日(金)
- ② 交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付
※ホームページ掲載箇所：[区のトップページ](#)＞[暮らし・生活のトップページ](#)
＞[ごみ・リサイクル](#)＞[お知らせ](#)
- ③ 交付方法 希望者に直接無償交付する
※窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし土、日曜、祝日を除く。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成24年6月11日(月)～15日(金)午後5時
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)
※受付時間は午前9時～午後5時とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成24年7月27日(金)午後5時
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)
※受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土、日曜日、祝日を除く。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに

提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 詳細は募集要項による。